

同点の場合の取扱いについて (堺市立共同浴場)

1. 書類審査と面接審査の最上位の総合計得点が同点となった場合

- ① 書類審査と面接審査を行った全ての団体に対して、各採点委員の採点の総合計得点に基づき、最上位の団体を2点、次位の団体を1点、その他の団体を0点として順位点を付与し、書類審査と面接審査の総合計得点が最上位かつ同点の団体の中で、順位点合計点が最上位の団体を候補者として選定する。
- ② ただし、最上位の順位点合計点が同点となった場合は、下記「選定基準優先順位設定表」により、優先順位第1位の項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比較して最上位の団体を、候補者として選定する。ただし、第1位の項目の各採点委員の合計点が同点であった場合には、第2位の項目の各採点委員の合計点を比較する。
以下、第6位の項目まで順に各採点委員の合計点を比較し、候補者の団体を選定する。
- ③ 上記による選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。

■ 選定基準優先順位設定表

優先順位	選定基準中の「条例に定める指定の要件」の項目
第1位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第2位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第3位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第4位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第5位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
第6位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。

※ (上記①の例) 総合計得点が最上位かつ同点の団体が3団体の場合

順位点合計点が最上位の「○団体」を候補者として選定する。

		a委員	b委員	c委員	d委員	順位点 合計点
○団体	順位	(1位)	(2位)	(5位)	(2位)	4点
	順位点	2点	1点	0点	1点	
△団体	順位	(3位)	(1位)	(3位)	(3位)	2点
	順位点	0点	2点	0点	0点	
□団体	順位	(5位)	(3位)	(2位)	(1位)	3点
	順位点	0点	0点	1点	2点	